

官 印 省 略
20230605 近畿第10号
令和5年6月7日

竜王町長 西田 秀治 殿

近畿経済産業局長 伊吹 英明

導入促進基本計画の同意について

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、令和5年5月26日をもって同意に係る協議のあった導入促進基本計画については、同条第3項の規定に基づき同意する。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、昭和 50 年代に 1 万人を超える、平成 7 年の 13,650 人をピークに横ばいから微減傾向が続き、年齢構成では少子高齢化が進んでいる。

65 歳以上の比率では上昇を続けており、令和 2 年には 4 人に 1 人以上が高齢者となっている。

本町の地域特性を見ると、町域は滋賀県の東南部に位置し、名神高速道路の沿線に所在し、竜王インターチェンジがあり、近畿、中部、北陸エリアへの自動車によるアクセスに恵まれている。

この利便性から、大規模自動車工場を中心として、樹脂、食品加工、印刷などの工場、事業所が立地するほか、平成 28 年に分譲を開始した滋賀竜王工業団地は全区画が完売し、機械製造や食品加工等の企業が操業するなど県内有数の工業生産地域となっている。

さらに、商業環境においては、平成 22 年にアウトレットモールが開業するとともに、町の中心核としてタウンセンターエリアも整備され、地域経済への波及効果をもたらしてきた。

今後は IoT や AI の進化、ロボットや自動運転などの技術革新が進展することで、産業構造の転換が大きく図られ、生産年齢人口の減少による労働力不足を補うことが期待される一方で、特に中小企業者においてはその適切な対応が必要となってくる。

(2) 目標

まちの活力の創出を図るため、地域内企業の事業高度化を促進し、川上から川下までの産業集積地として、付加価値の高い、競争力のある産業集積の形成等を目指す。

特に地域に根ざした中小企業者の生産性革命を実現するための設備投資を支援し、経営基盤の安定化を図る。

その実現のため、導入基本計画期間中において、中小企業者の先端設備等導入計画の認定件数 5 件を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、対象地域は竜王町全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、対象は全ての業種および事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体および商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。